

政府広報事業評価基準等検討会の開催について

平成18年12月18日
(平成20年10月16日改正)

1. 趣旨

平成18年8月25日付財務大臣通知「公共調達に適正化について」に基づき、広報の業務に関する入札に係る総合評価落札方式及び企画競争を導入するに当たり、評価方法の作成や落札者決定段階における学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるため、また、広報の実績や効果等に関する意見を聴取するため、政府広報事業評価基準等検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

2. 検討事項

- (1) 総合評価落札方式及び企画競争における評価方法
- (2) 総合評価落札方式及び企画競争における落札者決定段階の価格以外の要素の審査
- (3) 広報の実績や効果等
- (4) その他

3. 構成員

- (1) 検討会の構成員は、別紙に掲げる有識者により構成し、内閣府副大臣が主宰する。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

4. ワーキンググループ(WG)

- (1) 媒体ごとの事業者選定その他検討会が必要と認めた場合には、WGを開催することができる。
- (2) WGの構成員は、検討会の構成員のうちから座長がこれを指名する。
- (3) WGに会長を置き、WGの構成員の互選によりこれを定める。
- (4) 総合評価落札方式及び企画競争における落札者決定段階の価格以外の要素の審査に関しては、検討会は各WGが行った審査の結果を尊重するものとする。

5. 庶務

検討会の庶務は、内閣府大臣官房政府広報室において処理する。

6. その他

- (1) 検討会及びWGは、構成員の2分の1以上の参集を得て開催するものとする。座長は、会議を欠席する構成員に対して、予め書面により意見等を求め、意見等の提出をもって、当該会議に参集を得たものとする事ができる。
- (2) 構成員は、検討会及びWGの場で知ることのできた秘密(入札に参加しようとした事業者の情報等)を漏らしてはならないものとする。
- (3) 上記に定めたもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が定める。

政府広報事業評価基準等検討会構成員

平成21年5月21日現在

- | | |
|--------|---|
| 石崎 徹 | 専修大学経営学部教授 |
| 音 好宏 | 上智大学文学部新聞学科教授 |
| 鍛冶舎 巧 | パナソニック株式会社常務役員
(CSR・コーポレートコミュニケーション部門担当) |
| 梶山 皓 | 獨協大学学長 |
| 兼川 真紀 | 弁護士 |
| 小林 和男 | 作新学院大学特任教授、ジャーナリスト |
| 田中 里沙 | 株式会社宣伝会議編集室長 |
| 鳥飼 玖美子 | 立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科委員長 |
| 濱田 逸郎 | 江戸川大学メディアコミュニケーション学部教授 |
| 林 幸子 | 行政相談委員 |
| 森本 えりか | 慶應義塾大学法学部法律学科学生 |
| 山本 隆司 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |

(敬称略、五十音順)